

観 光 庁

平成29年度予算 訪日外国人旅行者受入環境整備 緊急対策事業費補助金 「宿泊施設インバウンド対応支援事業」 【公募要領】

【募集期間】

平成29年8月10日（木）

～平成29年10月2日（月）必着

※公募期間内であっても、応募が本事業予算の上限に達した場合は、前倒しで募集を終了することがあります。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 宿泊施設インバウンド対応支援事業事務局

住 所： 〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話： 03-5253-8329

E-mail： hqt-shukuhaku-in28@ml.mlit.go.jp

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00

※月～金曜日（祝日を除く）

平成29年8月
観光庁観光産業課

〔 目 次 〕

1. 事業の目的	3
2. 補助対象事業者	3
3. 補助要件	4
4. 補助対象事業	5
5. 補助事業期間	6
6. 事業のスキーム	7
7. 補助対象経費	8
8. 補助率及び補助金の額等	9
9. 応募件数	9
10. 応募手続きの概要	9
11. 認定	11
12. 審査結果の通知	12
13. 交付決定	12
14. 補助金の交付	13
15. 交付決定後の注意事項	13
16. 反社会的勢力との関係が判明した場合	14
17. その他	15

1. 事業の目的

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日策定）で掲げられた訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人への実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上等を図るため、宿泊事業者等に対する補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とします。
- 本事業は、複数の宿泊事業者が共同して、当該宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数の向上を図る取組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用されます。

2. 補助対象事業者

- 本補助金の補助対象事業者は、以下の（1）及び（2）の事業者とします。

（1）宿泊事業者等団体

複数の宿泊事業者やその他関係する事業者等により構成される団体

※申請や報告時（事業終了後の2年間の実績報告を含む）などにおける構成員宿泊事業者の取りまとめ役を担っていただきます。

※宿泊事業者等団体の他に、構成員となる宿泊事業者5者以上により構成されることが必要です。

※宿泊事業者等団体は、構成員宿泊事業者の全てが新規の申請であれば、過去に計画認定の実績があっても申請が可能です。

ただし、当該宿泊事業者等団体が、過去に団体事業として補助金の交付を受けた実績がある場合は、今回の団体事業には申請できません。

また、第4回公募（6/28～7/31）に応募している宿泊事業者等団体の応募はできません。

（2）構成員宿泊事業者

宿泊事業者等団体の構成員である宿泊事業者

※宿泊事業者が単独で申請することはできません。地域一体となって訪日外国人旅行者

受入環境整備を進めるため、必ず5以上の宿泊事業者が共同して上記（1）の団体を構成し、申請してください。

※過去に観光庁の宿泊施設インバウンド対応支援事業の補助金の交付を受けた実績がある宿泊事業者は、今回の支援事業の補助対象外であり、申請することができませんのでご注意ください（第3回における計画認定済、交付決定済、交付予定を含む）。

※補助対象外となる過去の支援実績

第1回（平成27年度補正予算事業） 平成28年7月15日に計画認定

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000281.html

第2回（平成28年度予算事業） 平成28年10月17日に計画認定

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000084.html

第3回（平成28年度補正予算事業） 平成29年3月24日に計画認定

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000097.html

※全ての構成員宿泊事業者が新規の申請者であることが必要です。1者でも過去に補助金の交付を受けた実績のある宿泊事業者が含まれている場合は、宿泊事業者等団体の構成要件を満たさないため、補助対象となりません。

※補助金の交付決定を受けていても、その後の取下げ等により交付実績がない宿泊事業者は申請が可能です。

※第4回公募（6/28～7/31）に応募している事業者の応募はできません。

（注）宿泊事業者とは

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

3. 補助要件

- 補助対象事業者が補助を受けるためには、宿泊事業者等団体が構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるための計画（訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画）を策定し、当該計画について国土交通大臣の認定を受ける必要があります。（様式第1-1）

4. 補助対象事業

○ 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」）は、以下（１）から（１０）の事業とします。

- （１）館内共用部のWi-Fi整備※¹
- （２）館内共用部のトイレの洋式化
- （３）自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。）
- （４）館内共用部のテレビの国際放送設備の整備
- （５）館内共用部の案内表示の多言語化
- （６）館内共用部の段差解消
- （７）オペレーターによる２４時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備
- （８）クレジットカード決済端末の整備
- （９）ムスリムの受入のためのマニュアルの作成
- （１０）その他宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると大臣が認めた事業（宿泊事業者等団体の運営費、宿泊事業者の人件費など経常的経費は補助対象外）

【参考】過去に認められた補助対象事業

- ・パスポートリーダー導入
- ・多言語表示のためのデジタルサイネージ導入
- ・シャワールーム設置

※¹ 上記（１）の事業を申請する場合は、機器の運用開始後に観光庁・総務省が連携し運営している「無料公衆無線LAN整備促進協議会」で導入した共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」の掲出に関しての登録申請をしていただくことを条件といたします。

共通シンボルマーク（Japan.Free Wi-Fi）申請サイト

<https://japanfreewifi.jnto.go.jp/wifi/agent/login.php>

お問い合わせ先

観光庁外客受入担当参事官室（電話：０３－５２５３－８９７２）

（注）本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は補助の対象外となります。また、後日その事実が明らかになった場合には、採択後であっても補助金の交付を取り消す場合があります。

5. 補助対象事業期間

- 交付決定日以降でなければ事業（注文・契約等を含む）を実施することはできません。
補助対象事業の実施期間は、平成29年12月31日までです。これまでに経費の支払い等含め全ての事業を完了する必要があります。当該期間で工事完了を見込める事業にて申請してください。

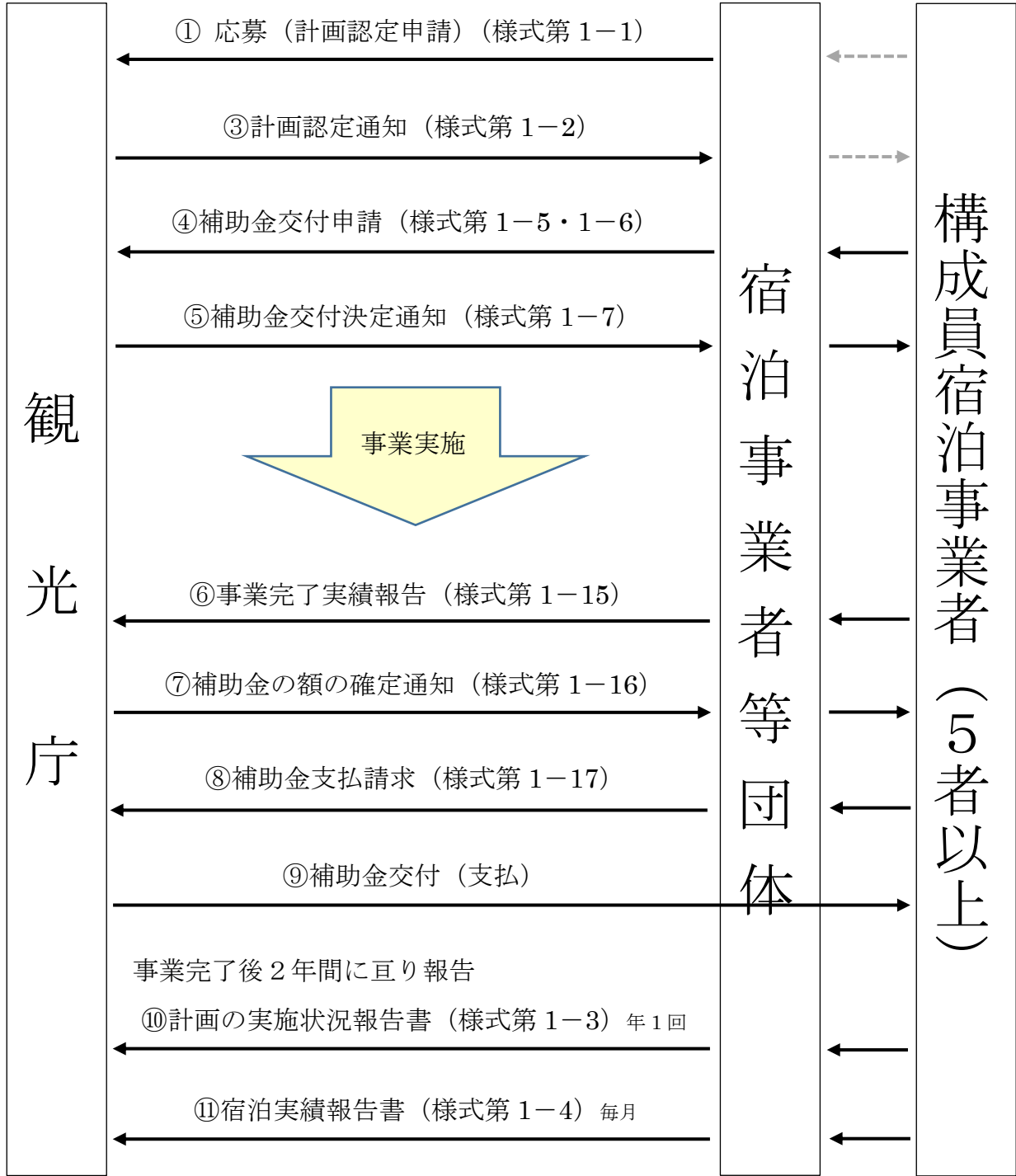
 - 補助対象事業が完了（補助対象経費の取引業者への支払いまでを含む）した日から30日以内に、事業完了実績報告として、実施事業内容及び経費内容を取り纏め、宿泊事業者等団体経由で提出していただく必要があります。

 - 提出いただいた資料に基づき、順次精算（補助金の額の確定）手続きに入ります。
- ※ 補助事業が完了した後も、2年間に亘り、宿泊事業者等団体には認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の実施状況（年1回）を、構成員宿泊事業者には個別稼働率及び個別外客宿泊者数（毎月）をそれぞれ報告して頂きます。

6. 事業のスキーム

有識者委員会

↑ ↓
②計画の審査・認定



7. 補助対象経費

- 補助対象事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 ②補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費
 ③証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

※宿泊事業者等団体の運営費や宿泊事業者の人件費など経常的経費は対象外です
 ※ランニングコストやレンタル・リース費用は対象外です

補助対象事業	補助対象経費
(1) 館内共用部のWi-Fi整備	補助事業の実施に要する次に掲げる経費
(2) 館内共用部のトイレの洋式化	* 機器購入費用
(3) 自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。）	* 設置費用
(4) 館内共用部のテレビの国際放送設備の整備	* 設置に伴う関連工事費用
(5) 館内共用部の案内表示の多言語化	* 撤去費用
(6) 館内共用部の段差解消	* 工事費用
(7) オペレーターによる24時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備	* 雑役務費用 * マニュアルの作成・印刷費用
(8) クレジットカード決済端末の整備	
(9) ムスリムの受入のためのマニュアルの作成	
(10) その他宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると大臣が認めた事業	

8. 補助率及び補助金の額等

- 補助率：3分の1
- 補助金の額：補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内。

ただし、訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき事業を行う宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者に対する補助金の合計額は、宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に100万円を乗じた額を上限とします。

また、宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は100万円を上限とします。

※補助金交付（精算払い）は、補助対象事業の完了確認後となりますので、補助事業期間中は必要な資金を自己調達する必要があります。

9. 応募件数

- 同一の宿泊事業者等団体及び同一の構成員宿泊事業者での応募は、1件とします。

10. 応募手続きの概要

(1) 募集期間

平成29年8月10日（木）～10月2日（月）【必着】

(2) 提出先（問合せ先）

観光庁観光産業課 宿泊施設インバウンド対応支援事業事務局

住所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-5253-8329

E-mail：hqt-shukuhaku-in28@ml.mlit.go.jp

問合せ受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00 ※月～金曜日（祝日を除く）

※宿泊事業者等団体が、全体を取りまとめて提出してください。

(3) 提出書類

<p>①様式第1-1 (計画認定申請書) 様式第1-1 別紙1 (宿泊事業者等団体) 様式第1-1 別紙2 (各構成員宿泊事業者) 様式第1-1 別紙3 (団体事業又は個別事業の実施により上記目標達成が見込まれる理由) 様式第1-1 別紙4 (公表への同意) <u>※本募集で指定する事業計画書の様式を必ず使用してください。</u></p>	<p>原本</p>
<p>②補助対象経費の算出根拠となる書類 (1社以上の事業者の見積書)</p>	<p>写し</p>
<p>③構成員宿泊事業者となる証明</p>	
<p>◎旅館業法営業許可証の写し</p>	<p>写し</p>
<p>◎風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者に該当しない旨の宣誓書</p>	<p>原本</p>
<p>④その他計画を審査する上で参考となる書類 ※任意 (補助対象事業のパンフレット、活用方法等)</p>	<p>原本</p>
<p>⑤反社会的勢力排除に関する誓約書</p>	<p>原本</p>
<p>⑥担当者登録票</p>	<p>写し</p>
<p>⑦セルフチェックシート</p>	<p>原本</p>
<p>⑧後日、上記書類の電子データ (Word、Excel等) の提出を求める場合があります。求めがあった場合は電子メール等により提出してください。</p>	<p>データ</p>

※上記①～⑦の提出部数 各1部

<p>※事業計画の審査は、提出された事業計画書及び関連資料をもとに行います。記入欄に基づき、必要に応じて、枠を広げて適切に記述をしてください。 ※提出する書類は、片面印刷で左肩を“クリップ留め”としてください。(ホチキス留めは厳禁) ※審査に当たり白黒コピーを用いる場合がありますので、資料については、白黒でも判別できるものとしてください。</p>
--

ご提出前に上記リストを再度確認し、提出書類・記載内容に漏れがないかを確認してください。

(4) 提出方法

- ・観光庁への応募書類の提出は、郵便等により、上記(1)の募集期間内に受付できるように余裕をもって提出してください。締切を過ぎますと受付できませんので、ご注意ください。
- ・提出の際は、封筒等の表面に「宿泊施設インバウンド対応支援補助金応募書類在中」と朱書きしてください。

(5) その他

- ・書類を送付する場合には、簡易書留や特定記録等の配達されたことが証明(確認)できる方法によってお送りください。なお、FAXや持参による提出は受付できません。
- ・応募書類及び添付書類等については、「17. その他(1) 個人情報の管理」に基づき、厳正な管理を行います。
- ・特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護(特許・実用新案等の手続き)を行うなど応募者ご自身の責任で対応してください。
- ・審査は受付期間内に提出された書類により行います。事業計画書の記入もれや添付資料のもれ等の不備があった場合は、審査対象外となる場合がありますので、提出前に応募者ご自身でよく確認してください。特に公的書類は、入手が遅れ、発送時に間に合わなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ・提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。
- ・応募書類作成、送付等に係る費用は応募者の自己負担となります。

11. 認定

○ 観光庁において、拡充計画書等の提出書類をもとに、有識者委員会の意見を聴いた上で以下の事項を総合的に勘案して、拡充計画を認定します。

1. 宿泊事業者等団体を構成する宿泊事業者数が多いこと
2. 全体稼働率及び合計外客宿泊者数の目標が現状に比して高い目標であること
3. 団体事業及び個別事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと
4. 宿泊事業者等団体を構成する宿泊事業者数の数が多いこと

※審査結果に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知おきください。

12. 審査結果の通知

- 審査の結果は、観光庁のホームページにおいて認定の公表を行うほか、認定された応募者に対し、認定通知を文書にてお送りいたします。
- 認定されなかった場合のご連絡はいたしませんので、ご了承ください。
- 認定された「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」（様式第1-1）については、観光庁のホームページにおいて公表します。

13. 交付決定

- 認定の通知後、認定された方から補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行って頂きます。
- 補助金の交付予定額、補助事業期間等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、観光庁が交付決定通知書により通知します。観光庁が交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がございますので、ご留意ください。
- 観光庁が通知する補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり最終的な補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合であっても、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※補助金交付申請書の作成に当たっては、原則として、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

(注) 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

14. 補助金の交付（支払い）

- 補助対象事業の完了後30日以内（もしくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日以内）に完了実績報告書を提出して頂き、観光庁において、実施した事業内容の検査と経費内容の確認を行い、交付すべき補助金の額を確定します。
- 補助対象事業者は、補助金の額の確定の通知があった後、補助金支払請求書を提出して、補助金の交付（精算払い）を受けます。

※補助金の交付には、完了実績報告書の提出があつてから、通常2～3ヶ月程度の期間が必要となります。

※補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

※虚偽の申請が発覚した場合は、認定後であっても該当事業者の補助金の交付を取り消す場合があります。

15. 交付決定後の注意事項

- (1) 補助事業の計画内容や経費の配分変更等
交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合、本事業を中止又は廃止しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。
- (2) 遂行状況調査及び報告
補助事業期間中において、事業の遂行状況を適宜確認する場合があります。その場合は、観光庁が指示する日（以下「遂行状況報告日」という）までの遂行状況について、遂行状況報告日から30日以内に報告書を観光庁へ提出して頂きます。
- (3) 実施状況報告
宿泊事業者等団体には、補助事業完了後2年間において毎年、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画についての実施状況を大臣へ報告して頂きます。
構成員宿泊事業者には、補助事業完了後2年間において毎月、個別稼働率及び個別外客宿泊者数を大臣へ報告して頂きます。
- (4) 補助事業に関する書類の管理等
補助事業に関する書類については、事業が完了した年度の翌年度から5年間、管理・保存しなければなりません。
- (5) 取得財産の管理等
補助対象事業者は、取得財産について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号）で定める期間を経過するまでの間、大臣の承認を受けない

で補助金の交付の目的に反して処分をしてはなりません。

その取得財産について、処分をしようとするときは、あらかじめ様式第1-20により大臣の承認を受けなければなりません。また、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を納付してもらうことがあります。

(6) 立入検査

本事業の実施状況確認のため、観光庁が実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。これらの検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

16. 反社会的勢力との関係が判明した場合

○ 提出頂く事業計画書中に反社会的勢力との関係が無いことを誓約頂きます。

(1) 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等 6. 社会運動等標ぼうゴロ 7. 特殊知能暴力集団等
8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。

(ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

(ニ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(ホ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、審査を行いません。また、認定後・交付決定後に判明した場合であっても、認定や交付決定を取り消します。

(3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて観光庁の信用を棄損し、または観光庁の業務を妨害する行為
5. その他の前各号に準ずる行為

17. その他

(1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類により観光庁が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため（審査には、国（独立行政法人を含む。）及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。）。
- ・認定後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

「訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金（宿泊施設インバウンド対応支援事業）」は、上記の寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）には該当しないおそれがあります。

○政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（寄附の質的制限）

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七條第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。